

平成25年行政事業レビューシート (法務省)

事業名	成年後見登記事務の運営		担当部局庁	民事局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成12年度・終了年度:未定		担当課室	総務課		総務課長 小出 邦夫		
会計区分	一般会計		政策・施策名	国民の財産や身分関係の保護 Ⅲ-9-(1)登記事務の適正円滑な処理				
根拠法令 (具体的な条項も記載)	民法第7条～第18条ほか 任意後見契約に関する法律(平成11年法律第150号) 後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)第4条、第5条、第10条ほか 後見登記等に関する政令(平成12年政令第24号)第5条、第6条ほか		関係する計画、通知等	「障害者基本計画」(平成14年12月24日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	成年後見制度とは、急速に高齢化が進む我が国の社会において、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、成年後見等の登記は、家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的としている。							
事業概要 (5行程度以内。別添可)	成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システム(以下「成年後見登記システム」という。)によって登記するとともに、登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を発行することにより、取引の安全等に重要な役割を果たしている。							
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input checked="" type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・執行額 (単位:百万円)			22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求	
	予算 の 状 況	当初予算	423	385	293	305	321	
		補正予算	△ 5	0	△ 7			
		繰越し等	0	0	0	0		
		計	418	385	286	305	321	
	執行額		411	373	285			
執行率 (%)		98.3%	96.9%	99.7%				
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (年度)
	成年後見登記事務の運営は、知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、定量的な成果目標を示すことは困難である。		成果実績	-	-	-	-	-
			達成度	%	-	-	-	
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	証明書交付件数		活動実績 (当初見込み)	件	1,355,579	1,379,252	1,339,586	-
単位当たりコスト	1 窓口又は郵送による請求 ①登記事項証明書:550円 ②登記されていないことの証明:300円 2 オンラインによる交付請求 ①登記事項証明書:紙の証明書380円、電子的な証明書320円 ②登記されていないことの証明:紙の証明書300円、電子的な証明書240円		算出根拠	平成23年4月1日手数料改定による。				
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算	26年度要求	主な増減理由				
	通信運搬費	1	1	-				
	借料及び損料	185	96	機器の効率的な利用に伴う減(再リース)				
	雑務費	119	224	機器更新に伴う対応経費の増				
	計	305	321	「新しい日本のための優先課題推進枠」321				

事業所管部局による点検			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。	○	知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する制度であり、国民のニーズがあり、優先度は高い。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	知的障害や精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々を保護・支援する国の制度に基づくものであり、国が実施すべき事業である。
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。	○	政策評価上、登記事務の適正円滑な処理をする手段としてなくてはならない事業と位置付けられている。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	○	各種契約の締結に当たっては、一般競争入札を実施している。
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	証明書等の交付に要する経費は登記手数料令により定められ受益者との負担関係は妥当と考えている。
	単位当たりコストの水準は妥当か。	○	一般競争入札を実施することにより、コスト削減に努めている。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	—	—
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	本事業の運営に必要なものに限定されている。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	—	—
事業の有効性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	—	—
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	—	—
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	○	成果物は本事業の運営に十分に活用されている。
重複排除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	—	—
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名
点検結果	<p>本事業は、事業の目的に示すとおり極めて重要な施策であることから、引き続き事業を円滑に継続していく必要があるが、各要求事項について緊急性等を精査していくこととする。また、単価・数量については、市場動向、過去の調達実績や類似調達事案等を踏まえ、これを適切に予算へ反映させることにより、一層の経費の節減を図っていくこととする。</p>		
<b>外部有識者の所見</b>			
<p>・経費の節減に十分配慮すべきである。          ・本システムのサーバの機能を他の登記システムのサーバに載せることはできないのか、検討すべきである。</p> <p style="text-align: right;">(瀬戸洋一委員)</p>			
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>			
事業内容の改善	<p>システム機器等のリースについて、機器の効率的利用を図るなどして、経費の削減を図るべきである。          システムのサーバの機能を他の情報システムのサーバに載せることはできないのか、検討すべきである。</p>		
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>			
縮減	<p>所見のとおり、システム機器借料について、再リース等により機器の効率的な利用を行うことで、経費の縮減を図った。          なお、サーバ機能の統合については、成年後見登記システムにおいて取り扱っている情報の秘匿性の観点から慎重な検討を要するため、現時点では困難であるものの、機器更新に伴い本システムの設置場所を他の複数のシステムが設置されているシステムセンターへ移設することにより、サーバの効率的な管理を行う契機とすることとした。          (▲91百万円)</p>		
<b>備考</b>			
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>			
平成22年	0027	平成23年	0025
		平成24年	0027

法務省  
285百万円

〔・成年後見登記システムに係る機器の賃貸借及び役務の契約等  
・成年後見登記事務に必要な予算を法務局に配分〕

【本省から予算配分】

A 東京法務局(1機関)  
58百万

〔・成年後見登記事務に必要な役務の契約等〕

【一般競争入札・随意契約】

C 東京センチュリーリース(株)ほか  
227百万円

〔・成年後見登記システムの機器賃貸借等〕

【一般競争入札・随意契約】

B テックビジネスサービス(株)ほか  
58百万円

〔・成年後見登記事務の業務委託等〕

資金の流れ  
(資金の受け取り先が何を  
しているかについて補足する)  
(単位:百万円)

(注) 端数処理の関係から、一部整合しない場合がある。また、他頁の表とも、端数処理の関係から一部整合しない場合がある。

費目・使途  
 (「資金の流れ」に  
 おいてブロックご  
 とに最大の金額が  
 支出されている者  
 について記載す  
 る。費目と使途の  
 双方で実情が分  
 かるように記載)

A.法務局(1機関)			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	会計機関へ予算配分	58			
計		58	計		0
B.テックビジネスサービス(株)			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
雑役務費	成年後見登記における証明書発行事務等の委託	57			
計		57	計		0
C.東京センチュリーリース(株)			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
借料及び損料	成年後見登記システム用機器賃貸借料	181			
借料及び損料	成年後見登記システム業務端末追加に係る機器等賃貸借料	1			
借料及び損料	成年後見登記システム用機器追加に係る機器等賃貸借料	0.1			
計		182	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

## 支出先上位10者リスト

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	テックビジネスサービス(株) (一般競争入札)	成年後見登記における証明書発行事務等の委託料	57	4	89.1%
2	東京センチュリーリース(株) (少額随契)	本人確認用端末装置等の賃貸借料	1 (0.4)	随意契約	—
3	NTT東日本(株) (少額随契)	住民基本台帳ネットワークシステムに接続するために必要な回線使用料	0.4	随意契約	—

C.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	東京センチュリーリース(株) (一般競争入札)	成年後見登記システム用機器賃貸借料	182 (181)	1	98.5%
2	富士通(株) (不随契)	成年後見登記システム運用支援・保守業務	42	随意契約	—
3	日本電子計算機(株) (当初入札)	成年後見登記システム用電算室空調機賃貸借料	2	随意契約	—
4	(財)地方自治情報センター (少額随契)	住民基本台帳ネットワークシステム本人確認情報の提供	0.2	随意契約	—

(注) 支出額の括弧書き、入札者数及び落札率については、支出先との契約が複数ある場合、契約金額が最も大きいものについて記載している。